

## 関島事務所便り

労働保険・社会保険・労務管理・許認可申請

〒125-0041 東京都葛飾区東金町2-7-13  
電話：03-3609-7668  
FAX：03-3609-0404  
e-mail: sekijima4@ybb.ne.jp

明けましておめでとうございます。



2006年1月号

### 禁煙治療に保険適用

厚生労働省は医師による禁煙指導を公的医療保険の給付対象とする方針を固め、今年の4月からの実施を目指すようです。禁煙はこれまで個人の意志や努力の問題とみられ、保険の対象外でしたが、これを「ニコチン依存症」という病気に対する治療ととらえ直して、積極的な対策に乗り出します。

#### ◆治療内容は

禁煙治療プログラムを受けたいと希望する人で、ニコチン依存度テストで「依存症」と判定された人が対象となり、定期的に通院してカウンセリングを受けるほか、肌にはったパッチからニコチンを吸収する置換療法を受けます。約3カ月で初診も含め5回ほどの通院を想定しています。

これまで一部の病院が「禁煙外来」を設けていましたが、保険の対象ではないため全額が患者負担で、1カ月あたり3万円から4万円かかっていました。保険の対象になれば、3割の窓口負担で済むようになり

ます。

#### ◆医療費の抑制が目的

厚生労働省は、肺がんをはじめ、心筋梗塞や脳卒中などの生活習慣病を引き起こす喫煙を減らすことで、中長期的に医療費の伸びを抑制する方針を打ち出しています。導入によって医療費は当初は増えるものの、生活習慣病や肺がんが減ることに伴い8年目から減少し、15年後の医療費を約1,846億円抑制できると試算しています。

#### ◆欧米では

欧米ではすでに、ニコチン依存症を「繰返し治療することで完治しうる慢性疾患」ととらえる動きがあり、英国では1999年から禁煙治療を保険の対象としているほか、米国でも民間保険会社の8割強が禁煙のための薬剤費などを保険給付の対象としています。



## 障害年金5年分 700万円が一度に

Mさんは12年前、ある会社に就職直後、交通事故で片足切断という大怪我をしました。障害者手帳は所持しているものの、障害年金については請求をしないままに歳月が経過しました。

そんなMさんに、「傷害年金が受けられるのでは」と話したところ、Mさんは、早速、社会保険事務所に相談に行きました。

社会保険事務所では、傷害厚生年金には、「障害認定日請求」と「事後重傷請求」があつて、Mさんの場合、初診日を証明する診断書等がないので事後重傷請求になると説明されました。

「障害認定日請求」と「事後重傷請求」とでは、大きな違いがあります。Mさんの障害年金

の場合、最低保障があるため、どちらでも年金額自体にはあまり違いがありません。

しかし、「傷害認定日請求」にすると遡って年金が支給され、時効とならない5年分がまとめて支給されます。一方、「事後重傷請求」をすると請求日以降の年金が支給され、もらえる総額に大きな違いが出てきます。

Mさんの場合、傷害2級にあたり、「認定日障害」にすると通常の年金のほか過去5年分の年金約700万円がまとめて受けられます。

そのため、関係各方面に当たり、必要な書類を探し出し、「認定日障害」で請求したところ、これが認められました。

## 400万円が振り込まれたTさんの例

Tさんは、10年前のサラリーマンであった当時、健康診断で心臓に異常が発見され、心臓手術でペースメーカーを挿入しました。

現在、自営業を営んでいるTさんは、数年前に社会保険事務所に「障害年金が受けられないか」と相談に行ったところ、「先天的なもの（20歳前傷害）とみられ、傷害等級に該当しないから年金はもらえない」と説明を受けたといいます。

そのTさんに、「障害年金がもらえるかも」と話をしたところ、それではと、障害年金の請求を依頼されました。

そこで、「20歳前傷害かどうか」調べて見ることにしました。関係医療機関に病状経過報告書を依頼したところ、Tさんが心臓に医学的異常が見られたのは紛れもなくサラリーマンであった時で、20歳前に発生していたとはいえないことがわかりました。

そして、診断書等必要書類をそろえ、ペースメーカーを挿入した日を障害認定日として傷害年金を請求しました。

3カ月後にTさんから、「400万円の一時金が振り込まれ、今後60歳になるまで毎年約80万円の年金が受けられるようになりました」との連絡を受けました。

なお、Tさんが60歳から支給される厚生年金は、「障害特例」によって、報酬比例部分と同時に定額部分も支給されることとなります。

メモ 心臓ペースメーカーや人工弁装着の場合、傷害3級になります。3級は厚生年金・共済年金にある傷害年金で、国民年金にはありません。20歳前に初診日がある傷害の場合、障害等級1級・2級に該当しないと国民年金の障害年金は受けられません。

# パートタイマーの解雇予告手当は？

ある会社では週3日勤務の時給制のパートタイマーを雇用していましたが、業績が悪化したため解雇せざるを得ない状況となってしまいました。パートタイマーには退職金制度を適用していないので、退職金の代わりに解雇予告手当を支払うことを考えています。週3日勤務の場合でも解雇予告手当は30日分支払わないといけないのでしょうか。

## ◆解雇予告手当とは

使用者が労働者を解雇する場合には、労働基準法第20条により、30日前までに解雇の予告をするか、30日以上平均賃金を解雇予告手当として支払わなければなりません。

### 《平均賃金の原則》

$$\frac{\text{3カ月間に支払った賃金の総額}}{\text{その期間の総日数}}$$

ただし、日給制や時給制の場合、所定労働日数が少ないので、この算定方法で計算すると、平均賃金の額が低くなってしまふ場合がありますので、この額が最低保障額に満たない場合は最低保障額を平均賃金とすることにしています。

## ◆最低保障額とは

賃金が労働した日もしくは時間によって算定され、または出来高制その他の請負制によって定められている場合には、賃金の総額をその期間中に労働した日数で除した金額の100分の60とされています。

### 《最低保障額》

$$\frac{\text{賃金の総額}}{\text{その期間に労働した日数}} \times 60\%$$

## ◆具体的な例では

時間給を900円、直前3カ月間の総日数を90日、勤務日数を39日、直前3カ月間に支払われた賃金総額を175,500円だった場合を考えてみましょう。

原則的な算定方法で計算した平均賃金額は、

$$175,500 \text{円} \div 90 \text{日} = 1,950 \text{円}$$

最低保障額は

$$175,500 \text{円} \div 39 \text{日} \times 60\% = 2,700 \text{円}$$
となります。

最低保障額のほうが高いため、この場合の平均賃金は2,700円となります。

このケースでは、少なくとも81,000円(2,700円×30日分)の解雇予告手当を支払わなければならないということになります。解雇予告手当は税法上は退職手当として取扱われます。



# 労災保険加入制度の強化

厚生労働省は平成17年11月1日から、労災保険未加入の事業主に対する費用徴収制度を強化することにしました。

労働者を1人でも（パート・アルバイト含む）雇用している事業主は、労災保険に加入する義務があります。もし、労災保険に加入していない時に労災事故が発生した場合、遡って保険料を納めなくてはなりません。その上、ペナルティが課せられることとなります。

## ◆事業所単位で適用

労災保険は労働者単位で適用される雇用保険とは違い、事業所単位で適用されます。

労災保険料率は業種によって異なりますが、賃金総額の1,000分の5から1,000分の129となっています。

また、中小企業の場合は、労働者だけでなく事業主等が労災保険に加入できる「特別加入」という制度があり、労働保険事務組合に事務委託をしている場合に加入できます。

## ◆費用徴収のポイント

労災保険の未加入の時に、ペナルティの対象となる場合は次の2通りです。

① 労災保険の加入手続について行政機関から指導等を受けたにもかかわらず、未加入期間に労災事故が発生した場合。

② 行政機関からは指導を受けてはいないが、労災保険の加入手続を1年以上怠っていたときに労災事故が発生した場合。

①の場合、事業主が故意に手続を行わなかったものとして、発生した労災事故に関して被災労働者に支給された保険給付額の全額が徴収されます。

②の場合、事業主が重大な過失により手

続きを行わなかったものとして、発生した労災事故に関して支給された保険給付額の40%が徴収されます。

徴収される金額は、療養を開始してから3年間に支給されるものに限ります。また、療養（補償）給付・介護（補償）給付は除外されます。

いずれにせよ、労災保険適用の事業所となった時点から加入しておけば、徴収されずにすむ金額です。



## ●人口自然減(12月20日)

1899年の調査以来、初めて人口が自然減となることが決定的になった。国立社会保障・人口問題研究所が07年からと予測していた自然減が、2年早まったことになる。04年は約8万2,000人の自然増だった。なお、04年10月1日時点の推計人口は男性6229万5000人、女性6539万2000人で、計1億2768万7000人。

## ●最賃法改正へ(12月26日)

厚労省は、産業別最低賃金を廃止し、地域別最低賃金のみとする方針を固めた。06年の通常国会に改正法案を提出する。改正法には、派遣労働者の最低賃金の適用の変更（現在は派遣元⇒改正後は派遣先の所在地で）、罰則の強化なども盛り込まれる。

## ●出生率さらに低下の予想(12月29日)

2005年の合計特殊出生率が1.26前後と、前年の1.29を大きく下回ると予測されることが判明した。正式には来年5~6月頃に発表されるが、この予測からさらに落ち込むとも見られている。